

要介護認定申請から主治医へ情報提供するまでの流れ

現 行

①要介護（要支援）認定申請

本人・家族等が、申請書に以下の内容等を記載して区へ提出する。

- ・主治医の医療機関、名前等の情報
- ・主治医への認定結果の情報提供への同意（同意欄への署名）



②主治医意見書の作成

区から依頼を受けた主治医が主治医意見書を作成する。

主治医は認定結果の情報提供を希望する場合には、意見書内の当該チェック欄にチェックをつけて区へ返送する。



③認定結果の情報提供

介護認定審査会の開催後、①の申請時に本人同意があれば、区が主治医あて認定結果（情報提供書）を送付する。

変更後

①要介護（要支援）認定申請

本人・家族等が、申請書に以下の内容等を記載して区へ提出する。

- ・主治医の医療機関、名前等の情報
- ・主治医へ認定結果の情報提供をすることに同意しない場合は、同意しない旨の意思確認のチェック欄にチェックする。



②主治医意見書の作成

区から依頼を受けた主治医が主治医意見書を作成する。

主治医は認定結果の情報提供を希望する場合には、意見書内の当該チェック欄にチェックをつけて区へ返送する。



③認定結果の情報提供

介護認定審査会の開催後、①の申請時に同意しない旨のチェックがなければ、区が主治医あて認定結果（情報提供書）を送付する。